

一般競争入札（総合評価落札方式・電子入札）を行いますので、次のとおり公告します。
令和7年6月5日

刈谷市水道事業
刈谷市長 稲垣 武

1 入札に付する事項 r7-1005

工 事 名	第R 7－5－1号配水管布設工事（週休2日）		
路 線 等 の 名 称			
工 事 場 所	刈谷市小垣江町		
業 種	水道施設工事		
工 期	253日間		
工 事 概 要	工事延長 631m PPφ150mm 599m PPφ100mm 22m PPφ 50mm 10m 給水切替工 6箇所 空気弁付単口消火栓 4基		
予 定 価 格	金 99,836,000 円 （消費税及び地方消費税相当額を含む）		
入 札 方 法 等	あいち電子調達共同システム（CALS／EC）（以下、「電子調達システム」という。）による。		
入 札 参 加 資 格 審 査	事後審査方式		
調査基準価格・失格基準価格の有無	有	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	該当
入 札 保 証 金	免除	契 約 書 の 作 成 の 要 否	要
抽 選 均 等 方 式	非該当		

2 設計図書のダウンロード、質問方法

ダウンロード方法	電子調達システムの入札情報サービスよりダウンロード [電子調達共同システム(CALS/EC)]→[入札情報サービス]→[入札公告]→ [調達機関：刈谷市][検索]→[該当の調達案件名称を選択]→[ダウンロード]		
ダウンロード期間	令和7年6月5日 (木) 午前9時から 令和7年6月23日 (月) 午後5時まで		
質 問 方 法	公告、設計図書等の内容についての質問は、質疑書[Excel]（質疑書は刈谷市ホームページの入札・契約情報の要領・様式に掲載）により契約検査課へ電子メールで提出してください。 [契約検査課：kensa@city.kariya.lg.jp]		
質 問 期 限	令和7年6月17日 (火) 午後3時まで		

3 入札参加申込書及び提出書類の提出期間

提 出 期 間	令和7年6月5日 (木) 午前9時から 令和7年6月19日 (木) 午後4時まで 電子調達システムの稼動時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時から午後8時まで		
提 出 方 法	電子調達システムにより、競争参加資格確認申請書に必要な事項を入力し、指定された提出書類を添付ファイルとして送信すること。		

4 入札書及び工事内訳書の提出期間

提出期間	令和7年6月20日 (金) 午前9時から
	令和7年6月23日 (月) 午後4時まで
	電子調達システムの稼動時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時から午後8時まで
提出方法	電子調達システムにより、入札書に必要な事項を入力し、工事内訳書を添付ファイルとして送信すること。工事内訳書を書面で提出する場合は、開札後速やかに契約検査課へ持参すること。

5 開札の日時及び場所

日 時	令和7年6月24日 (火) 9:04
場 所	刈谷市役所 301会議室 (3階北棟)

6 入札に参加する者に必要な資格

建設業の許可	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する 水道施設工事業 の建設業許可があること。
所在地等	公告日前において、当該年度の刈谷市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に 水道施設工事 で登載され、刈谷市内に本店で登録されていること。 公告日前において、資格者名簿に登載された 水道施設工事 の総合数値が700点以上であること。
工事実績	国、地方公共団体が 水道施設工事 で発注した工事で、元請けとして過去10年間（平成27年4月1日から入札参加申込書を提出する前日までをいう。）に工事を完了・引き渡した実績があること。 ただし、契約金額が500万円未満の工事を工事实績として参加する場合は、工事成績が700点以上のものに限る。（工事成績が通知されていないものは工事实績とみなさない。）
技術者の配置	建設業法第26条に規定する技術者を専任で配置できること。ただし、請負金額が4,500万円未満（建築一式工事は9,000万円未満）となった場合には、技術者の専任は不要となる。 また、配置予定の技術者は所属建設業者と入札参加申込みのあった日以前に3箇月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 監理技術者にあつては、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。）を専任で配置し、特例監理技術者等の配置について（刈谷市ホームページに記載）で定める兼務要件を満たす場合には、他の工事と兼務できることとする。
資格停止等	入札参加申込みのあった日から対象工事の入札執行の日までの期間において、本市から「刈谷市入札参加資格停止要領」に基づく入札参加資格停止又は「刈谷市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する事務取扱要領」第4条第1項に規定する排除措置を受けていないこと。

7 総合評価落札方式に関する事項

評価項目及び評価基準	下記、「A企業の技術力」、「B配置予定技術者等の能力」及び「C企業の社会性・信頼性、市内活性化・貢献策」とする。
評価の方法	各評価項目について該当する評価基準を満たす場合は加点し、加点された点数の合計を加算点とする。 評価点＝標準点（１００点）＋加算点 とする。 評価値＝評価点／入札価格×１０，０００，０００ とする。
評価点を確認するための提出書類	提出書類については別紙『提出書類』（刈谷市ホームページ・一般競争入札公告のページで指定している様式）を参照すること。
落札者の決定	入札参加資格を全て満たしている者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値が同値の場合はくじにより落札者を決定する。

A 企業の技術力 （１４点）

評価項目	評価基準		加点	備考
過去５年間（令和２年４月１日から技術資料を提出する前日までに完了）の企業評価対象工事の施工実績	３件以上		３	※注１、※注２、※注３
	２件		２	
	１件		１	
	上記以外		０	
過去２年間（令和５年度から令和６年度）における工事成績評定	平均８０点以上		３	※注４
	平均７７．５点以上平均８０点未満		２	
	平均７５点以上平均７７．５点未満		１	
	平均７０点以上平均７５点未満		０	
	平均７０点未満		-1	
過去２年間（令和５年度から令和６年度）における工事成績評定点６５点未満の施工実績	６５点未満の工事成績評定点が１件につき－１点		-1×件数	刈谷市発注の水道施設工事における成績評定点を取得した施工実績
優良工事業者公表の有無等	優良工事業者公表	過去３年間（令和４年度から令和６年度）に２回以上の優良工事公表の実績あり	３	刈谷市発注の水道施設工事の実績で「刈谷市優良工事業者公表要領」に基づき公表されたもの又は刈谷市発注の水道施設工事での工事成績評定が８０点以上のもの 優良工事業者公表と工事成績評定８０点以上の実績の加点の合算はできないものとする。
		過去３年間（令和４年度から令和６年度）に１回の優良工事公表の実績あり	２	
	工事成績評定	過去１年間（令和６年度）における工事成績評定８０点以上の実績２件以上あり	1.5	
		過去１年間（令和６年度）における工事成績評定８０点以上の実績１件あり	１	
	上記以外		０	
中長期的な担い手の確保	若手技術者（３５歳未満）の雇用あり		１	※注５、※注６
	上記以外		０	
品質管理の取組状況	ISO9001の認証取得あり		１	
	該当なし		０	
週休２日の取組実績	完全週休２日		１	※注７、※注８
	週休２日（４週８休）		0.5	
	実績なし		０	
ICT活用工事の取組実績	取組みの実績あり		１	※注７、※注９
	実績なし		０	
過去１年間（令和６年度）における維持修繕工事の施工実績	施工の実績あり		１	※注３、※注１０、※注１１
	実績なし		０	
小計			14	

※注１ 技術資料とは、総合評価技術資料を指します。

※注２ 企業評価対象工事とは、水道管（水道配水用ポリエチレン管）の布設を含む工事で、１件の請負金額が９，９００万円以上の工事とします。刈谷市発注以外の公共工事（国及び地方公共団体、特殊法人等）も含みます。

特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項で定義されている「特殊法人」及び法人税法第二条別表第一に掲げる「法人」を指します。

※注３ 施工実績とは、元請として工事を完了・引き渡した実績です。

※注４ 過去２年間ににおける工事成績評定とは、令和５年度から令和６年度に竣工した刈谷市発注の水道施設工事の工事成績評点を平均した数値です。成績評点が無い者は、加点を０点とします。

※注５ 入札公告日の前日から過去２年間（２４ヶ月間）に、若手技術者を新たに正規雇用した場合の実績を認めます。正規雇用とは、期限の定めのない雇用契約を労働者と新規に締結する場合を指し、同一企業内での再雇用は評価対象としません。また、落札者決定時点で、その雇用契約が継続していることが必要です。

※注６ 若手技術者の雇用とは新規に雇用された日（健康保険被保険者証の資格取得年月日等）において、満３５歳未満で、建設業法第７条第２号イで定める学校の建設業法施行規則第１条に定める学科（国土交通省令で定める学科）を卒業した者を認めます。（例：高校、高専、大学等の土木工学科を卒業した者）なお、建設業法施行規則第１条に定める学科は当該工事と同業種に限定するものではありません。

※注７ 入札公告日の前日から過去１年間（１２ヶ月間）に、発注者より取組みを証明する書類が発行されていること。

※注８ 評価対象工事とは、国、地方公共団体及び特殊法人等が発注した完全週休２日又は週休２日（４週８休）を達成した公共工事とします。

特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項で定義されている「特殊法人」及び法人税法第二条別表第一に掲げる「法人」を指します。

※注９ 評価対象工事とは、国、地方公共団体及び特殊法人等が発注したICT活用工事を達成した公共工事とします。

特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項で定義されている「特殊法人」及び法人税法第二条別表第一に掲げる「法人」を指します。

※注１０ 評価対象工事とは、水道施設工事で刈谷市発注の維持修繕工事とします。

※注１１ 維持修繕工事とは、既設構造物・施設の補修、改修及び改良工事等（耐震補強、交差点改良、歩道整備・設置（現道工事）、電線共同溝（現道工事）、設備更新を含む）を行った工事を対象とします。

B 配置予定技術者等の能力 （１０点）

評価項目	評価基準		加点	備考
技術者の資格	1 級土木施工管理技士又は同等の資格		2	※注 1 2
	2 級土木施工管理技士		1	
	上記以外		0	
配置予定技術者の優良 工事実績の有無等	優良工 事業 者公 表	過去 3 年間（令和 4 年度から令和 6 年 度）に 2 回以上の優良工事公表の実績あ り	3	刈谷市発注の水道施設工事で優良工事業 者として公表又は工事成績評定が 8 0 点 以上の工事での主任（監理）技術者とし て従事した実績 優良工事業者公表と工事成績評定 8 0 点 以上の実績の加点の合算はできないもの とする。
		過去 3 年間（令和 4 年度から令和 6 年 度）に 1 回の優良工事公表の実績あり	2	
	工事 成 績 評 定	過去 2 年間（令和 5 年度から令和 6 年 度）における工事成績評定 8 0 点以上の 実績 2 件以上あり	1.5	
		過去 2 年間（令和 5 年度から令和 6 年 度）における工事成績評定 8 0 点以上の 実績 1 件あり	1	
	上記以外		0	
過去 5 年間（令和 2 年 4 月 1 日から技術資料 を提出する前日までに 完了）の配置予定技術 者の施工経験	技術者評価対象工事の実績 3 件以上		3	※注 1 3、※注 1 4
	技術者評価対象工事の実績 2 件		2	
	技術者評価対象工事の実績 1 件		1	
	上記以外		0	
若手技術者の育成	若手技術者（3 5 歳未満）を配置		1	※注 1 5
	上記以外		0	
配置予定技術者の過去 2 年間（令和 5 年度か ら令和 6 年度）での CPD （継続教育）の取組状 況	1 年間の推奨単位を取得		1	※注 1 6、※注 1 7
	1 年間の推奨単位を 1 ／ 2 以上取得		0.5	
	上記以外		0	
小計			10	

※注１２ １級土木施工管理技士と同等の資格とは、建築工事業において、監理技術者となりうる国家資格です。また、上記以外とは、建設業法第７条第２号イ、又はロに該当する者です。

※注１３ 技術者評価対象工事とは、水道管（水道配水用ポリエチレン管）の布設を含む工事で、１件の請負金額が６，６００万円以上の工事とします。刈谷市発注以外の公共工事（国及び地方公共団体、特殊法人等）も含みます。
特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項で定義されている「特殊法人」及び法人税法第二条別表第一に掲げる「法人」を指します。

※注１４ 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を求めます。

※注１５ 若手技術者の育成とは、落札者決定時において満３５歳未満の者を配置予定技術者として当該工事に配置する場合又は配置予定技術者とは別に当該工事に専任の担当技術者として配置することです。

※注１６ 建設系CPD協議会加盟団体が発行する証明書で確認します。（取得単位（ユニット）が分かるもの）

※注１７ 証明書は建設系CPD協議会加盟団体のうちから１団体のみ認めます。証明書発行団体以外の団体の取得単位はCPD単位の相互承認を受け、証明書発行団体の証明に含めてください。

C 企業の社会性・信頼性、市内活性化・貢献策 （10点）

評価項目	評価基準	加点	備考
過去5年間（令和2年4月1日から技術資料を提出する前日まで）の災害協定等に基づく活動実績の有無	刈谷市内での活動の実績あり	2	※注18
	刈谷市と防災協定書等の締結あり	1	
	上記以外	0	
災害発生時の対応能力（建設機械の保有状況）	3台以上の建設機械を保有している又は長期（1年以上）の賃貸借契約中である	1	※注19
	2台以下の建設機械を保有している又は長期（1年以上）の賃貸借契約中である	0.5	
	上記以外	0	
男女共同参画社会への取組状況	取組みが2つ	1	※注20
	取組みが1つ	0.5	
	取組みなし	0	
障害者雇用の状況	過去2年間継続して法定雇用率達成	1	※注21
	上記以外	0	
保護観察対象者等の協力雇用主の登録の有無及び雇用状況	協力雇用主の登録があり、保護観察対象者等を雇用している	1	※注22
	協力雇用主の登録あり	0.5	
	上記以外	0	
環境への取組状況	認証取得あり	1	ISO14001の認証を取得又はエコアクション21の認証を取得
	該当なし	0	
地域貢献等の実績の有無	実績あり	1	※注23
	実績なし	0	
当該発注工事における市内建設業者等の使用又は原材料の調達状況	市内業者等使用率70%以上又は原材料の市内業者からの調達率 20%以上	1	※注24、※注25 （加点は最大1点とする。）
	市内業者等使用率50%以上70%未満	0.5	
	上記以外	0	
健康づくりの取組状況	優秀事業所表彰あり	1	※注26、※注27
	認定取得あり	0.5	
	上記以外	0	
入札公告日の前日から過去2年間の刈谷市における入札参加資格停止措置の有無	なし	0	
	あり	-1	
小計		10	

※注18 令和7年度現在、刈谷市と防災協定を締結していないと、加点対象となりません。
活動の実績とは、防災協定書等に基づく活動の実績であり、「緊急維持修繕」・「雪氷対策」・「防災協定等に基づく防災訓練等」も含みます。また、国及び県との防災協定等に基づいた刈谷市内での活動実績も含みます。

※注19 評価対象の建設機械は以下の①～⑥とし、保有台数に応じた加点となります。
①ショベル系掘削機（ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーでアタッチメントを有するもの）、②ブルドーザー（自重3 t以上）、③トラクターショベル（バケット容量0.4 m³以上）、④モーターグレーダー（自重5 t以上）、⑤大型ダンプ（車両総重量8 t以上又は最大積載量5 t以上）、⑥移動式クレーン（吊り上げ荷重3 t以上）

※注20 評価対象を以下の2つの取組みとし、取組みの数に応じた加点となります。
①愛知県ファミリーフレンドリー企業に登録 又は くるみん認定の取得 どちらか1つ以上
（くるみん認定は、プラチナくるみん又は令和4年4月以降で認定されたくるみんが対象です。）
②あいち女性輝きカンパニーの認証の取得 又は えるぼし認定の取得 どちらか1つ以上
（えるぼし認定は、プラチナえるぼし又はえるぼしが対象です。）

※注21 法定雇用率とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号。以下「雇用促進法」という。）第43条第2項に規定する「障害者雇用率」で、令和5年6月1日、令和6年6月1日の障害者雇用状況報告書で確認をします。
雇用促進法で雇用を免除されている事業所については、実際に1人以上雇用していれば、加点します。

※注22 当該工事の入札公告日現在の登録及び雇用状況の実績とします。
保護観察対象者等とは、更生保護法第48条に定める保護観察対象者又は同法85条及び第86条に定める更生緊急保護の対象者とする。
協力雇用主として法務省名古屋保護観察所に登録されていること。
同一人の雇用期間が3カ月以上であること。

※注２３ 地域貢献等とは、以下の①「地域貢献」若しくは②「ボランティア活動」とします。

① 地域貢献とは、以下の（ア）～（ウ）とします。（実績が確認できるものを提出すること。）

（ア）社員が令和７年度現在、刈谷市の消防団員として活動している。

（イ）社員が令和７年度現在、刈谷市立幼稚園・小学校・中学校のPTA活動に役員（会長、副会長、書記、会計、監査）として活動している。

（ウ）社員が過去５年間（令和２年４月１日から技術資料を提出する前日まで）に刈谷警察署又は刈谷消防署（衣浦東部広域連合）から表彰（感謝状の贈呈等）をされた実績がある。

② ボランティア活動とは、企業として過去５年間（令和２年度から令和６年度）に継続的（２年以上）に刈谷市内で行っている、「愛・道路パートナーシップ事業」「愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業登録事業」のいずれかの活動が対象です。

※注２４ 別紙「市内業者等使用申告書」を提出してください。

市内業者等使用率とは、元請金額に対する元請施工金額及び市内業者等の１次下請施工金額の合計の割合とします。

元請施工金額とは、元請金額から１次下請金額の合計を差し引いたものとします。

市内業者等とは、市内に本店、支店若しくは営業所を置く建設業者及び警備会社とします。

評価点として加点される使用率が工事完成時の検査において達成されていない場合は、工事成績評定点を５点減点します。

※注２５ 別紙「原材料市内業者使用申告書」を提出してください。

原材料とは、生コンクリート、Ａｓ、コンクリート２次製品、砕石、鋼材（鉄骨・鉄筋）、塗料、その他（例：管材、樹木、設備機器）設計書に記載があるもので、それぞれの調達額が１００，０００円以上の資材等を対象とします。

市内業者等とは、市内に本店、支店若しくは営業所を置く者とします。評価点として加点される調達率が工事完成時の検査において達成されていない場合は、工事成績評定点を５点減点します。

※注２６ 入札公告日の前日時点でかりや健康づくりチャレンジ宣言認定事業所の認定証を取得していること。

※注２７ 前年度の取組に対して刈谷市から優秀事業所として表彰されていること。

８ その他

配置予定の主任（監理）技術者	工事工期が重複する複数の工事に同一の技術者を配置予定の技術者とした入札に参加している場合は、それらの工事の入札のうち一つの入札の落札者と決定された時点で、それ以降に行われるその他の入札に提出された入札書は無効となります。（専任が求められない場合は除く）。
遵 守 事 項	入札参加者は、刈谷市電子入札取扱要領、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)利用規約、刈谷市工事関係入札心得書、刈谷市一般競争入札取扱要領及び監理技術者制度運用マニュアルを熟読し、公正かつ適切に入札に参加すること。 入札参加者は、本公告及び設計図書（設計書、図面及び仕様書をいう）を熟読し、公正かつ適正に入札すること。
補 足	本案件は労働環境チェックシートの作成及び提出の対象工事となります。 (参照：https://www.city.kariya.lg.jp/sangyo/nyusatsu/1010369.html)